

社会福祉法人横浜博萌会
2022（令和4）年度事業計画・予算

I 基本方針

- 1 入所児・利用者の人権を尊重し、健康・安心・安全の生活保障を目指す
- 2 高度・専門サービスの提供と更なるサービスの質向上を目指す
- 3 感染防止対策の徹底による施設内感染の発生防止を目指す

II 2022（令和4）年度の課題

1 法人機能の充実・発展

- (1) 各施設の老朽化対策の検討・推進
- (2) 法人役員の世代交代による組織活性化への取り組み
- (3) 社会福祉法人横浜博萌会が経営する「横浜いづみ学園診療所」を開設する。児童相談所等からの診療依頼に即時対応できる体制を整えたい。

2 各施設の重点課題に対する積極的取り組みの推進

- (1) 横浜いづみ学園の教育棟老朽化への対応策協議及び「いづみ学園診療所」の経営移管を行う（医療法人横浜博萌会立→社会福祉法人横浜博萌会立へ）。
- (2) 感染症防止対策の徹底の為、子どもの虹情報研修センターのリモート研修の推進を図り他研修施設との連携を強化する。児童虐待全国統一情報共有システム構築事業のスムーズな運用に寄与する。また、新事業として、児童相談所におけるOJTや研修時に外部人材の活用が可能となるよう、講師・アドバイザー等をセンターに登録し、児童相談所へ派遣できる仕組みを構築する。
- (3) 高齢者福祉センターの業務環境を改善し、感染症防止対策を徹底するとともに各事業において着実かつ効果的なサービスの向上への取り組みを行い、增收を目指す。処遇改善策の継続を図り、職員の定着と必要人材の確保を目指す。
- (4) 川崎こども心理ケアセンターかなで児童の安定的な支援と職員の専門性向上へ向けた研修体制の整備及びかなで診療所を通じた地域の小児精神医療への貢献

III 理事会・評議員会の開催計画

- | | | |
|----------------|----------|----------------------------------|
| 1 第1回理事会 | 2022年05月 | 前年度決算及び事業報告等の承認 |
| 定時評議員会 | 2022年06月 | 事業報告並びに計算書類・財産目録の承認
評議員、役員の改選 |
| 第2回理事会 | 2022年07月 | 拡大理事会（4施設連絡会） |
| 第3回理事会・第2回評議員会 | 2022年10月 | 拡大理事会（4施設連絡会）
中間事業報告・予算執行状況報告 |
| 第4回理事会 | 2023年01月 | 拡大理事会（4施設連絡会） |
| 第5回理事会・第3回評議員会 | 2023年03月 | 次年度予算及び事業計画等の検討・承認 |

2 その他、必要に応じ開催

IV 法人本部予算（案）の主な増減内容

- 1 収入では、経常的に発生する年間の本部運営経費を補填するものとして各施設からの繰入金制度により、本年度は8,652千円の本部運営維持のため繰入金収入を計上し、事業活動収入1,117千円との合計で9,769千円（対前年度比△2,642千円）
- 2 支出は、人件費（理事・監事・評議員の役員報酬、事務局職員給与）、事務費等で合計9,768千円（前年対比△223千円）。資金収支差額1千円。
なお、子どもの虹土地取得資金借入金元金返済金として計上してきた2,400千円が昨年12月に完済したため減となった。

横浜いづみ学園 令和 4 年度事業計画・予算計画の概要

1. 重点項目

1) 中高生が多く占める集団への支援

発達の偏りが強く、コミュニケーションが取りにくく、大人への不信感が根強くある中高生が集団化し、職員の介入が難しくなる状況が生まれやすい。また、性的な問題が起こりやすい環境でもある。適切な距離の取り方や性教育など、必要な予防策を行っていくとともに、集団活動等で子ども同士が支え合う健全な集団を育てていく。

2) 新型コロナ対策

令和 3 年度は、職員、児童 4 名の感染が認められた。引き続き、医務課会議を中心に対策を検討し、実施していく。大倉制の特徴から、感染時の対応が難しい。市と協議をしていく。

3) 連携・社会貢献について

児童相談所へ説明会を実施し、当園の実践への理解を求め、連携を強化する。また、通所機能やコンサルテーションを通して、他の社会的養護施設の支援に取り組む。関係機関の研究、人材育成に協力する。

4) 指導課、医務課、栄養課

新型コロナ感染には留意しつつ、各課、指導課各グループが児童のニーズを受け、改善や新規の取り組みを行う。

5) 治療課

性的な課題を抱える児童に対する支援に関して、各種理論を学び支援について知見を深める。中学校との連携を強化する。

6) グループワーク・小集団活動

児童の状況に合わせて、多くのグループワーク、小集団活動が展開されている。令和 4 年度も、検討を重ねながら実践していく。

7) 権利擁護

令和 3 年度は、コロナ感染状況により、外部講師によるプログラムの実施を見合せた。園内で実施できるプログラムを検討していく。施設長による職員への権利擁護研修は継続して実施する。

8) 設備整備等について

感染状況と定員が減ることによる収入減の影響から実施の見極めが必要である。状況を見ながら、可能であれば、未実施の鉄骨屋根の錆劣化等の補修、居室の内壁の補修を行う。令和 3 年度にマイクロバスの更新に向けて補助金申請を行ったが、不採用であった。令和 4 年度も再申請を行う。

2. 資金計画及び予算計画

暫定定員 50 名（正規定員 56 名）、通所 15 名で運営する予定である。収入は 600 万円ほど減少する見込みである。マイクロバスの補助金申請が採用された場合の購入費用 300 万円と備品購入 182 万円を施設整備等による支出として計上している。そのため、施設整備等積立資金から 482 万円を取り崩す予定である。

令和4(2022)年度 高齢者福祉センター事業計画の概要

1. 基本理念と重点項目

高齢者福祉センターは今年創立25周年を迎えます。この間に介護保険が導入されるなど、高齢福祉を取り巻く社会的状況は日々変化しています。「地域の人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現」に向け、「地域とともに」をコンセプトにしてきたセンターは、その変化に対応すべく、SDGs（持続可能な開発目標）にむけた総合的な改革を進めています。

センターの基本的理念

- (1)人権の尊重 (2)ノーマライゼーションの樹立 (3)共生の実現

私たちセンター職員は、この基本的理念を踏まえて、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える福祉・保健の専門職として、自らの専門的知識・技術の向上及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努め、センター一体となって行動します。

新たな改革実現に向けた、高齢者福祉センターの2022年度の重点項目を、次の通り定めます。

(重点項目)

コロナとの戦いは3年目に入り、様々な規制制限を迫られている中でも、今年度はセンターの次世代に向けたSDGs（持続可能な開発目標）作成に着手していきます。昨今、高齢化社会に70歳定年説が唱えられ、高齢者の働き場所の確保が求められています。センターとしても25年経過し、職員の高齢化が浮上しています。高齢職員に見合った職域と報酬体系の見直しが必要です。一方、新たな若手職員の採用が極めて困難な状況にあっては、有能な職員の離職を留める工夫が必要です。かかる状況を踏まえ、高齢化した職員の仕事を保障しつつ、改革に意欲のある若い世代の役職への登用をも含めた職員組織体系と給与改定の検討を早急に進めます。

(1) センターの将来構想SDGs（持続可能な開発目標）を作成します

- ① センター全体の運営・経営状況を一括把握し企画するため、センター長室に経営企画室(仮称)を設置します
- ② 高齢職員(定年前も含む)の職域と報酬体系の見直しを進めます
- ③ 有能な若手職員の役職登用等を目的に、組織及び報酬改定、人事評価システムを構築します
- ④ 人材育成を目的に外部とのリモート研修も含め年間研修計画を立案します

(2) 働きやすい職場環境改善を実施します

- ① 倉庫の設置によって、センター内の空きスペースを確保します
- ② 事務所内のICT化、リモート化、ペーパーレス化、更にフリーデスク化を推進していきます
- ③ デジタル化の推進と、資料の共有化を図ることによって手持ちの資料は極力減らします

(3) 施設の老朽化対策

- ① コロナ状況が落ち着くまで大規模修繕は見送ることとします
- ② 空調設備の重要装置「冷温水発生装置」の分解メンテナンス（3台中2台）を実施します
- ③ LED化をより積極的に推進します

(4) 安心・安全で快適な「らしい暮らし」実現

- ① コロナの感染状況を検証し、さらなる感染症まん延防止対策を構築します
- ② ICT化(LIFEへのデータ提出と活用、介護ソフト、インカムの活用、オンライン医療相談の活用など)を進め、職種間の連携と情報共有をはかり、健康管理、感染症予防に努め、重症化防止等を推進し、嚥下困難者への対応及び看取り介護の充実を図ります
- ③ 適切な介護機器（介護ロボット含む）を導入し、職員の業務負担の軽減と腰痛予防対策を実施、機能訓練員と介護職が協働し、ご利用者の機能低下予防に努めます

(5) 地域ケアプラザ事業は、さらに地域との連携を強め、センターと一体となって地域サービスを開いていきます

(6) 社会福祉法人の使命である社会貢献に向け、障がい者雇用を継続し、外国人研修生の受け入れ、生活困窮者就労訓練事業の継続、地域イベントへの支援等を進めます。

【1】 しらゆり園

<基本目標>

「尊厳の保持」を基本とし、多職種との連携、協働の下、専門的なケアを実践し、地域や家族との結付きを大切にしながら、自身の価値観（生き方）が尊重される「あたりまえの暮らし」が送れるよう支援する。年間目標を「感染症対策及び災害発生時の業務継続と科学的介護の推進」とする。

<利用計画>（一日平均在籍者目標数）

- | | | | |
|------------|------|-----|---------------|
| (1) 本入所定員 | 132人 | 目標数 | 129.4人(98.0%) |
| (2) 短期入所定員 | 8人 | 目標数 | 7.5人(94.0%) |

<重点課題>

(1) 生活の質の向上及び充実

- ア ご利用者の快適な生活・自立支援に向け、非日常から日常へ、外出、買い物、調理等、家族や地域社会との触れ合いを通して季節感や潤いのある生活を実現する。
- イ 相談調整機能を強化し、家族及び家族の会との連携を深め、入所候補者の調査及びフォローを迅速に行います。また、継続した在宅生活が維持できるよう外部事業者（主治医・居宅介護支援事業所・通所介護事業所・地域包括支援センター等）との連携により充実した短期入所介護を提供する。
- ウ 胃瘻ゼロ・骨折ゼロ・拘束ゼロ・褥瘡ゼロの取り組みを継続するとともに適切な排泄ケアのあり方の検討し自立支援・重度化防止に努める。

(2) 安心・安全な暮らしづくり

- ア 職種間の連携と情報共有をはかるためICT化（LIFEへのデータ提出と活用、介護ソフト、インカメラの活用、オンライン医療相談の活用）による重症化防止等を推進し、健康管理、感染症予防及び蔓延防止に努め、嚥下困難者への対応及び看取り介護の充実を図る。
- イ 機器訓練員と介護職が協働し、ご利用者の生活機能を生かした生活リハビリを実施すると共に適切な介護機器（介護ロボット含む）を導入し、利用者の機能低下を予防し、職員の介護負担の軽減と腰痛予防対策に努める。
- ウ 事故発生時の迅速な対応を心掛け、「ヒヤリ・ハット事例」等から、事故原因の分析と対応策の評価を行い、事故の早期発見、防止に努める。
- エ 利用者懇談会、「福祉モニター」「介護相談員」制度の継続し利用者の権利を擁護し、要望、希望、苦情に誠意を持って早期解決を図る。
- オ 口から食べて頂く事を大切に多職種協働の下、専門医の指導、訪問歯科との連携を図るとともに口腔のケアを推進し、個別的な食事形態を含む栄養ケアを行う。
- カ 地域ニーズ把握に努め、障害・児童・高齢・国籍等の区分にとらわれないダイバーシティの推進と生活困窮者に対する就労訓練の場を提供する。

(3) ケアの専門性の充実

- ア 専門的なケアの取り組みを行うため、喀痰吸引研修・認知症介護実践者・リーダー研修の受講を計画的に進め、専門性を高めるとともに業務の標準化を目指す。
- イ 職員のキャリア形成を目指した研修体系の確立と職員の適性・能力を評価できる仕組みとしてキャリア評価制度を推進する。

【2】 ほほえみステーション

<基本目標>

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で、可能な限り在宅にて、安心して安全に暮らすことができるよう支援します。また、一人ひとりが持っている能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の意向、状況、特性を踏まえ、適切なサービスを提供します。

<利用計画>

- ・介護サービス（予防含む）・・・月平均 825時間（令和3年度 823時間）
- ・障害福祉サービス ・・・ 月平均 390時間（令和3年度 420時間）
- ・高齢者食事サービス ・・・ 日平均 16食（令和3年3月をもってサービス提供終了）

<重点課題>

- ・感染症や災害があっても安定的・継続的にサービスを提供できるよう体制を構築する。
- ・知識と介護技術のスキルアップ並びにサービス向上を図るために定期的に研修を行う。
- ・地域のニーズに積極的に応じることができるように、ヘルパーの確保に努める。

【3】 渚沢地域ケアプラザ

<基本目標>

地域の誰もが住み慣れた地域で、安心して心豊かに暮らすことのできる地域づくりを推進すると共に、地域を支える地域包括ケアシステムの拠点施設として、持続可能な信頼される総合的な福祉・保健・介護サービス等を提供します。

(1) 地域活動・交流事業：世代を超えた総合的な支援

＜重点課題＞

- ・あらゆる世代が利用できるサービスと交流の場の提供
- ・ハートプラン「地区別計画」への取り組みと地域の社会資源との連携
- ・子育て支援事業の促進

(2) 生活支援体制整備事業：地域で支え合う共生社会に向けて

＜重点課題＞

- ・各地区的状況把握とまちづくりに取り組む
- ・地域活動団体、ボランティアとの連携による地域事業の展開

(3) 地域包括支援センター：地域包括ケアシステム構築のためワンストップサービス機能の強化

＜重点課題＞・＜利用計画＞

- ・地域の健康づくり、認知症予防と介護予防の促進
- ・総合相談と個別支援を強化すると共に高齢者の権利擁護
- ・5職種協働による包括的・継続的支援の推進
- ・介護予防ケアプラン　月平均　265人（令和2年度　275人）

(4) 指定通所介護事業（デイサービス）

＜重点課題＞・＜利用計画＞

- ・感染症対策を徹底しながら利用者の在宅生活の継続を支援する
- ・関係機関との連携を強化したきめ細かな個別支援と学習プログラムの充実
- ・生活動作の自立と認知機能の保持を目的とした機能訓練プログラムの充実
- ・通所介護　1日平均人数　302人（令和3年度　300人）

(5) 居宅介護支援事業

＜重点課題＞・＜利用計画＞

- ・感染症や災害時でも事業継続に向けた取組の強化
- ・地域包括ケアシステムの推進と自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現
- ・ICT導入や事務処理拡大による受け入れ件数の拡大
- ・月平均担当件数　158人（5人体制）（令和3年度　163人）
- ・認定調査委託受け入れ　72件（月平均6件）（令和3年度　56件）

子どもの虹情報研修センター(虐待・思春期問題情報研修センター)
令和4年度(2022年度) 事業計画 ・予算 の概要

1. 事業計画

(1) 専門研修

ア 令和4(2022)年度研修に係る基本的な考え方

研修・人材育成の充実のために、研修等のオンライン化などを着実に実施

イ 指導教育担当児童福祉司研修に係る法改正への対応

オンデマンド学習と筆記試験の導入、スーパーバイザーの試行的体験の導入、職場のメタバイザーからのスーパーバイズの導入などの実施

ウ 研修機関等との連携

・西日本こども研修センターあかし等との連携、自治体等からの講師派遣要請や研修の企画や実施を支援

・研修講師やアドバイザーの派遣事業の実施

児童相談所における研修に当たり、外部人材の活用促進が図られるよう、講師等を登録し、児童相談所等に派遣等できる仕組みを創設

(2) 情報の収集・提供

ア 要保護児童等に関する情報共有システム

システムの運用を定着させるとともに、ブラウザ改修を実施

イ 他の自治体の児童相談所へ職員を派遣して人材を養成する取組への支援(派遣研修に係る広域的なマッチングによる支援「派遣研修支援サイト」)

自治体間のノウハウの蓄積の差を埋めるため、他自治体に職員を派遣して研修を行う取組を着実に実施

ウ ホームページ・メール配信、研修映像記録(DVD)の貸出し

(3) 研究

ア 人材育成に関する調査研究

イ 児童虐待に関する文献・研究等の収集と分析

ウ 児童虐待に関する海外の状況の把握と分析

エ 課題研究(臨床現場研究)

(4) 専門相談

研修の場を活用した周知活動を展開し、地方公共団体や児童福祉施設等からの児童虐待に関する相談に対し、助言や情報提供

2. 予算計画

情報共有システム運営保守等経費を計上しつつ、研修等の事業運営に必要な予算を計上している。

川崎こども心理ケアセンター かなで
2022年度事業計画・予算計画 の概要

1. 重点項目

1) 施設長の交代と職員育成支援部の創設

施設長を現副施設に交代する。職員育成支援部を創設し、高田はそちらに移る。

2) 職員の組織の改編と職員の力量の向上

施設長交代を機に、職員が主体的に運営に関われるような組織を作っていく。子どもとの関係でより高い力量が求められている。研修や学習会、会議の時間の工夫などを引き続き模索していく。

3) 職員の採用

離職者を見越して、採用を進めていく。

4) 衛生委員会

衛生委員会を軌道に乗せ、職員の健康の保持増進をはかる。

5) 子どもの支援

小、中学生のユニットでも子ども会を発展させ。自分たちの生活を考えていけるようにする。高校生の地域生活へ向けた支援、幼児の支援の模索など、子どもの状態にあったよりよい支援を目指す。外部の専門家の意見を聞く機会を増やしたい。

また、自立支援関連の機関との連携を深め、自立支援を充実とともに、退所児のアフターケアも模索していきたい。児童養護施設に措置変更した子どもや乳児院から入所してくる子どもに関して、切れ目のない支援が行えるように、先方の施設と協力して支援法を探っていきたい。

6) 子どもの権利擁護

弁護士による研修会や、権利擁護についての検討会を行うなど、個々の職員がしっかりととした権利擁護の意識を持てるようにしていく。3名の第三者委員に年3回程度子どものユニットに入ってもらい、子どもたちの話しを聞いていただけるようにする。

7) 感染症の予防

ユニットケアにおける感染症の予防に努める。また、食の安全衛生面の強化を行う。

8) 市内の社会的養護関連機関等の心理支援センター的役割

川崎市内の児童養護施設の子どもたちの通所部門の利用や診療所への受診など地域への貢献を行い、心理支援センター的な役割が担えるようになっていきたい。

2. 予算計画

2022年度は、入所部は定員39名、通所部も利用が少なく暫定定員5名で始まる。暫定定員ではあるが、余裕ある運営ができそうである。